備者

現規程

第2章 組織

第1節 役員等

(省略)

第14条 [特任理事]

- 1. 本協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事若干名を置くことができる。
- 2. 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- 3. 特任理事は、その就任時に、満65歳未満でなければならない。 ただし、その就任時に満65歳以上であっても、1任期に限り就 任が認められる。

第15条〔名誉役員〕

- 1. 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。
- 2. 名誉役員は、名誉総裁、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与 とする。
- 3. 顧問は、最高顧問及び顧問の2区分とする。
- 4. 名誉役員は、理事会の推薦に基づき、評議員会の<mark>議決</mark>を経て、 会長が委嘱する。
- 5. 名誉会長、名誉副会長及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、 参与は理事会の諮問に応ずる。

(省略)

改正案

第2章 組織

第1節 役員等

(省略)

第14条〔特任理事〕

- 1. 本協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事若干名を置くことができる。
- 2. 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- 3. 特任理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4. 補欠又は増員により選任された特任理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5. 特任理事は、その就任時に、満65歳未満でなければならない。 ただし、その就任時に満65歳以上であっても、1任期に限り就 任が認められる。

第15条〔名誉役員〕

- 1. 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。
- 2. 名誉役員は、名誉総裁、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与とする。
- 3. 顧問は、最高顧問及び顧問の2区分とする。
- 4. 名誉役員は、理事会の推薦に基づき、評議員会の決議を経て、 会長が委嘱する。
- 5. 名誉会長、名誉副会長及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、 参与は理事会の諮問に応ずる。

(省略)

特任理事の任期を規 定

「決議」に統一

第5節 司法機関

(省略)

〔規律委員会の委員の任期〕

第37条の3

- 1. 規律委員会の委員長及び委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

(省略)

[裁定委員会の委員の任期]

第38条の3

- 1. 裁定委員会の委員長及び委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

(省略)

〔不服申立委員会の委員の任期〕

第39条の3

- 1. 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は<u>2年</u>とし、 再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

第5節 司法機関

(省略)

第37条の3〔規律委員会の委員の任期〕

- 1. 規律委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時 までとし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

(省略)

第38条の3 [裁定委員会の委員の任期]

- 1. 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時 までとし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

(省略)

第39条の3〔不服申立委員会の委員の任期〕

- 1. 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

任期を2年から4年 に変更

任期を2年から4年 に変更

任期を2年から4年 に変更

(省略)

第6節 専門委員会

第43条 [専門委員会の設置]

本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 法務委員会
- (3) 競技会委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 技術委員会
- (6) スポーツ医学委員会
- (7) 施設委員会
- (8) フットサル委員会
- (9) 財務委員会
- (10) 女子委員会
- (11) 国際委員会
- (12) 国際マッチメイク委員会
- (13) 広報委員会
- (14) リスペクト・フェアプレー委員会

第44条 [組織及び委員]

- 1. 各専門委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。
- 2. 各専門委員会の委員長及び委員は、本協会役員、地域及び 都道府県サッカー協会役員のほか、本協会の事業に関し、知 識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経 て会長が委嘱する。

第45条〔委員の任期〕

- 1. 各委員会の委員長及び委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(省略)

第6節 専門委員会

第43条 〔専門委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 法務委員会
- (2) 競技会委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 技術委員会
- (5) スポーツ医学委員会
- (6) 施設委員会
- **(7)** フットサル委員会
- (8) 財務委員会
- (9) 女子委員会
- (10) 国際委員会
- (11) 広報委員会
- (12) リスペクト・フェアプレー委員会

第44条 [組織及び委員]

- 1. 各専門委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。
- 2. 各専門委員会の委員長及び委員は、本協会役員、地域及び 都道府県サッカー協会役員のほか、本協会の事業に関し、知 識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経 て会長が委嘱する。

第45条〔委員の任期〕

- 1. 各委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するま

総務委員会の削除

国際マッチメイク委 員会の削除

任期について明確化

3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第46条 [招集·議長]

- 1. 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- 2. 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに 通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは この限りではない。

第47条[所管事項]

- 1. 各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
- 2. 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて 答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理 事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- 3. 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項について は、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、 理事会に付議するものとする。

第48条〔所管事項〕

- 1. 各専門委員会の委員長は、次の権限を有する。
 - (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (2) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- 2. 各専門委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第49条 [事務局との連携]

各専門委員会は、事業の実施に関してはあらかじめ本協会 事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなけれ ばならない。

第50条[部会及び分科会]

- 1. 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。
- 2. 各専門委員会は、部会の業務遂行のため、その専門委員会の委員及び学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

では、なおその職務を行わなければならない。

第46条〔招集•議長〕

- 1. 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- 2. 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに 通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは この限りではない。

第47条〔所管事項〕

- 1. 各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
- 2. 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて 答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理 事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- 3. 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項について は、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、 理事会に付議するものとする。

第48条〔所管事項〕

- 1. 各専門委員会の委員長は、次の権限を有する。
 - (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (2) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- 2. 各専門委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第49条 [事務局との連携]

各専門委員会は、事業の実施に関してはあらかじめ本協会 事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなけれ ばならない。

第50条[部会及び分科会]

- 1. 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。
- 2. 各専門委員会は、部会の業務遂行のため、その専門委員会の委員及び学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

第51条〔有給専門職〕

- 1. 各専門委員会に、有給専門職を置くことができる。
- 2. 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

第52条 [細則の制定]

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

別 表 1 〔専門委員会の所管事項〕

1. 総務委員会

- (1) 総務、企画、栄典に関する事項
- (2) 他の委員会に属さない事項

2. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持

3. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
- (2) FIFA、AFC及びEAFFの各種大会とJリーグ等の国内 大会の日程調整に関する事項

4. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用
- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項
- (6) 審判指導者に関する事項

5. 技術委員会

- (1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙
- (2) 日本を代表するチームの編成案の作成
- (3) 日本を代表するチームの強化
- (4) その他日本を代表するチームに関する事項

第51条〔有給専門職〕

- 1. 各専門委員会に、有給専門職を置くことができる。
- 2. 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

第52条 [細則の制定]

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

別 表 1 〔専門委員会の所管事項〕

総務委員会の削除

1. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持

2. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
- (2) FIFA、AFC及びEAFFの各種大会とJリーグ等の国内 大会の日程調整に関する事項

3. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用
- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項
- (6) 審判指導者に関する事項

4. 技術委員会

- (1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙
- (2) 日本を代表するチームの編成案の作成
- (3) 日本を代表するチームの強化
- (4) その他日本を代表するチームに関する事項
- (5) 選手の育成、強化に関する事項

- (5) 選手の育成、強化に関する事項
- (6) ユース年代の普及に関する事項
- (7) 強化方針に基づく技術指導
- (8) 指導者の養成
- (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
- (10) その他技術指導に関する事項

6. スポーツ医学委員会

- (1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
- (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- (6) その他すべての医学及び健康に関する事項

7. 施設委員会

- (1) 競技会の施設関係の指導
- (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導
- (3) 施設に関する情報の収集
- (4) 施設の増加、改善対策
- (5) ナショナルトレーニングセンター (NTC) に関する事項

8. フットサル委員会

- (1) フットサルに関する事項
- (2) フットサルに関する大会及び試合の監理
- (3) ビーチサッカーに関する事項
- (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理

9. 財務委員会

- (1) 毎年度予算案及び決算案の審議
- (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討
- (3) 長期財政計画の審議
- (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議

10. 女子委員会

- (1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項
- 1 1. 国際委員会
 - (1) FIFA、AFC及びEAFFその他外国団体との交渉

- (6) ユース年代の普及に関する事項
- (7) 強化方針に基づく技術指導
- (8) 指導者の養成
- (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
- (10) その他技術指導に関する事項

5. スポーツ医学委員会

- (1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
- (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- (6) その他すべての医学及び健康に関する事項

6. 施設委員会

- (1) 競技会の施設関係の指導
- (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導
- (3) 施設に関する情報の収集
- (4) 施設の増加、改善対策
- (5) ナショナルトレーニングセンター (NTC) に関する事項

7. フットサル委員会

- (1) フットサルに関する事項
- (2) フットサルに関する大会及び試合の監理
- (3) ビーチサッカーに関する事項
- (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理

8. 財務委員会

- (1) 毎年度予算案及び決算案の審議
- (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討
- (3) 長期財政計画の審議
- (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議

9. 女子委員会

(1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項

10. 国際委員会

- (1) FIFA、AFC及びEAFFその他外国団体との交渉
- (2) アジア協力に関する事項

- (2) アジア協力に関する事項 (3) 上記以外の国際関係 12. 国際マッチメイク委員会
 - (1) 各年代日本代表チームマッチメイクに関する事項
 - (2) 各年代日本代表チームに関係するFIFA、AFC及びEAF F等公式大会に関する事項
 - (3) 日本を代表するクラブチームのFIFA、AFC及びEAFF 等公式大会に関する事項
 - (4) 上記以外の各年代日本代表チームに関する事項(Jリーグ及び 技術委員会との調整を含む)
- 13. 広報委員会
 - (1) 広報・宣伝に関する企画・立案
 - (2) その他広報・宣伝に関する事項
- 14. リスペクト・フェアプレー委員会
 - (1) リスペクトに関する事項
 - (2) フェアプレーに関する事項

(省略)

(3) 上記以外の国際関係

国際マッチメイク委 員会の削除

- 1 1 広報委員会
 - (1) 広報・宣伝に関する企画・立案
 - (2) その他広報・宣伝に関する事項
- 12. リスペクト・フェアプレー委員会
 - (1) リスペクトに関する事項
 - (2) フェアプレーに関する事項

(省略)